特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
25	医療福祉事務　　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
行方市は、医療福祉事務に於ける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、 特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
行方市長

公表日
令和8年3月2日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	医療福祉事務
②事務の概要	・茨城県医療福祉対策要綱及び行方市医療福祉費支給に関する条例に基づき,医療福祉事務を行っている。 ・申請に基づき、住民票に基づく異動等及び年齢・加入保険内容・障害内容により受給者毎に分類（妊産婦、小児、母子家庭及び父子家庭、重度心身障害者等）し、資格の管理を行う。 ・世帯員の課税状況により、医療費助成対象者の判定を行い、医療福祉費受給者証（交付・更新）申請書（台帳兼用）を作成し、受給者証を交付する。 ・受給者からの償還申請や審査支払い機関からの請求により、医療費の一部負担の助成を行う。 ＜PubIic Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、PubIic Medical Hub（PMH）へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得／閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に,従来の紙の受給者証に代えてマイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得／閲覧することが可能となる。
③システムの名称	医療福祉システム、宛名管理システム、中間サーバー、PubIic Medical Hub(PMH)

2. 特定個人情報ファイル名
1.医療福祉資格ファイル　2.医療福祉助成ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」と標記）第9条第2項並びに行方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(第4条) ・行方市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1（第3項）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第9号 ・行方市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第2（第3項 【情報提供の根拠】 実施しない	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部　国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行方市市民福祉部　国保年金課　　茨城県行方市玉造甲404番地　　0299－55－0111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	行方市市民福祉部　国保年金課　　茨城県行方市玉造甲404番地　　0299－55－0111
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	［　1,000人以上1万人未満　］	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月19日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	［　500人未満　］	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月19日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	［　発生なし　］	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　　[　]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　　[　]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続　　[　]接続しない（入手）　　[　]接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報の漏えい、消滅、毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 ・不要文書を廃棄する際は、個人情報が記録された書類等が混入していないかを確認し、廃棄した記録を残しておく。 ・個人情報を含む書類等やUSBメモリは施錠できる書棚等に保管し、使用する場合は暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	Ⅰ－3.個人番号の利用	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」と標記）第9条第2項	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」と標記）第9条第2項並びに番号法第9条第2項に基づく法律並びに行方市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　第4条	事後	
	Ⅰ－5.評価実施機関における担当部署名①部署	市民福祉部こども福祉課	市民福祉部　国保年金課	事後	
	Ⅰ－5.評価実施機関における担当部署名②所属長の役職名	市民福祉部こども福祉課	市民福祉部　国保年金課長	事後	
	Ⅰ－7　特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	行方市市民福祉部こども福祉課　茨城県行方市玉造甲404　0299-55-0111	市民福祉部国保年金課 行方市玉造甲404番地 0299-55-0111	事後	
	Ⅰ－8　特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	行方市市民福祉部こども福祉課　茨城県行方市玉造甲404　0299-55-0111	市民福祉部国保年金課 行方市玉造甲404番地 0299-55-0111	事後	
	Ⅳ－8人手を介在させる作業	（追加）		事後	
	Ⅳ－11最も優先度が高いと考えられる対策	（追加）		事後	
令和7年3月7日	Ⅱ－いつ時点の計数か	令和6年2月5日	令和7年1月20日	事後	
	Ⅰ 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・茨城県医療福祉対策要綱及び行方市医療福祉費支給に関する条例に基づき,医療福祉事務を行っている。 ・申請に基づき、住民票に基づく異動等及び年齢・加入保険内容・障害内容により受給者毎に分類（妊産婦、小児、母子家庭及び父子家庭、重度心身障害者等）し、資格の管理を行う。 ・世帯員の課税状況により、医療費助成対象者の判定を行い、医療福祉費受給者証（交 付 ・更新）申請書（台帳兼用）を作成し、受給者証を交付する。 ・受給者からの償還申請や審査支払い機関からの請求により医療費の一部負担の助成を行う。	・茨城県医療福祉対策要綱及び行方市医療福祉費支給に関する条例に基づき,医療福祉事務を行っている。 ・申請に基づき、住民票に基づく異動等及び年齢・加入保険内容・障害内容により受給者毎に分類（妊産婦、小児、母子家庭及び父子家庭、重度心身障害者等）し、資格の管理を行う。 ・世帯員の課税状況により、医療費助成対象者の判定を行い、医療福祉費受給者証（交 付 ・更新）申請書（台帳兼用）を作成し、受給者証を交付する。 ・受給者からの償還申請や審査支払い機関からの請求により医療費の一部負担の助成を行う。 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は Public Medical Hub （PMH） へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して 自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得／閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に,従来の紙の受給者証に代えて,マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得／閲覧することが可能となる。	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う事務の追加に伴う修正
令和7年12月1日	Ⅰ 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	医療福祉システム、宛名管理システム、中間サーバー	医療福祉システム、宛名管理システム、中間サーバー、Public Medical Hub(PMH)	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う事務の追加に伴う修正
令和8年3月2日	Ⅱ－いつ時点の計数か	令和7年1月20日	令和8年1月19日	事後	